

別添

「令和7年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見募集結果について

- 1 意見募集期間 令和7年2月18日（火）から令和7年3月19日（水）まで30日間
- 2 募集方法 (1) 茨城県のホームページにて掲載
(2) 行政情報センター、生活衛生課、各県民センター、県立図書館、各保健所において紙による閲覧
- 3 寄せられた意見数 (1) 意見提出者数 3人
(2) 意見数 7件

No.	意見の対象	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	2. (5)監視指導・試験検査の実施に関する基本的方向	<ul style="list-style-type: none">・零細・中小の食品関連事業者(生産・製造)では、原材料やエネルギー価格の高騰が続き、人手不足の問題も深刻化し事業経営面では大変厳しい環境下にある。・本計画を進める中では、監視・指導と同時に HACCP 導入や定着に向け支援とともに育成する視点を持って各計画の実施をされることを要望する。	<ul style="list-style-type: none">・令和3年6月に食品衛生法が改正され、全ての食品関連事業者に、「HACCP に沿った衛生管理」が求められるようになりました。・現状として、HACCP 定着については、各施設に違いがあることは承知しているところです。・そういった現状を踏まえ、特に、中小食品関連事業者等に対する HACCP 定着に向け、育成する視点をもって助言・指導を推進してまいります。
2	同上	<ul style="list-style-type: none">・本計画では HACCP の制度化については、内容的に非常に薄い感じを受ける。・より具体的な対策を講じるためにも、HACCP 導入の支援について監視指導の大き	<ul style="list-style-type: none">・令和3年6月に食品衛生法が改正され、全ての食品関連事業者に、「HACCP に沿った衛生管理」が求められるようになったことから、HACCP 導入・定着に向けた支援は、貴見のとおり、監視指導の大きな柱

		な柱とすべきではないか。	<p>であると認識しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画（案）の各項目において、HACCP の取組みに係る記載がございますが、監視指導の大きな柱と客観的に分かるよう、HACCP に特化した項目を定めるなど、次期計画以降に反映させてまいります。
3	2. (6) 連携の確保	県庁内に加工食品の販売促進の部門が営業戦略部に立ち上がったので、営業戦略部との連携も追加すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・営業戦略部とは、販売促進のためのイベント開催等における衛生管理の助言など、食の安全・安心確保のための連携を図っているところです。 ・営業戦略部と連携内容等について意見交換を行い、検討のうえ、次期計画に連携先として追加する予定としております。
4	6. (1) 食品表示に関する監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に向けて日本の商習慣だったルールが見直され、小売店では賞味期限ぎりぎりまで販売をする店が増えている。高齢者層が増える中で、その方々が食品を選ぶ際に値引きシールに気をとられ、手に取った商品をいつまでに食べなければならぬかはっきりと分かるように注意喚起が必要ではないか。監視指導をされる際の留意事項とすることの検討を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減の取組として、小売店等において賞味期限が迫った商品を販売していることは承知しているところです。 ・値引きシール等で、賞味期限等が確認できない状況であれば、消費者の合理的な選択のみならず、安全性情報の正確な伝達が妨げられる恐れもあることから、本県で実施している表示に係る巡回指導の留意事項とさせていただきます。
5	7. (3) 食品衛生に関するリスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・県と食品関連事業者の努力だけでなく、消費者も正しい知識を持ち自ら判断し行動できる自立した消費者となる環境づくりも 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県としても、消費者も正しい知識を持ち、自ら判断し行動できる自立した消費者となる環境づくりは重要と考えております。

		<p>重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供のみならず、情報の共有化と参加型のリスクコミュニケーション(意見交換)を推進する取り組みを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者、事業者、行政一体となった、参加型の意見交換会の開催を引き続き推進してまいります。
6	10. (3) 健康食品による健康被害	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月、紅麹を原料とする機能性表示食品を原因とする食中毒の発生に、消費者には大きな不安が広がった。 ・県内にある健康食品製造施設への衛生管理状況の確認を計画に組み込んでいただくよう要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に対する衛生状況の確認については、食品製造施設の業種や過去の違反歴等を勘案し監視や検査頻度を定めた監視指導計画に基づき実施することとしております。 ・貴見を踏まえ、今後、健康食品に特化した製造施設への監視を組み込むかどうか検討いたします。
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・人口知能(AI)の活用により、迅速かつ確実に違反の未然の防止や違反を発見でき、消費者の相談にも幅広く対応できる。 ・積極的に活用してはいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴見のとおり、業務の効率化や県民サービスの向上等に役立つ可能性があるため、県のガイドラインを踏まえ、今後、AIの活用を検討してまいります。